

ITを活用した金融の高度化に関するワークショップ^o（第三期）

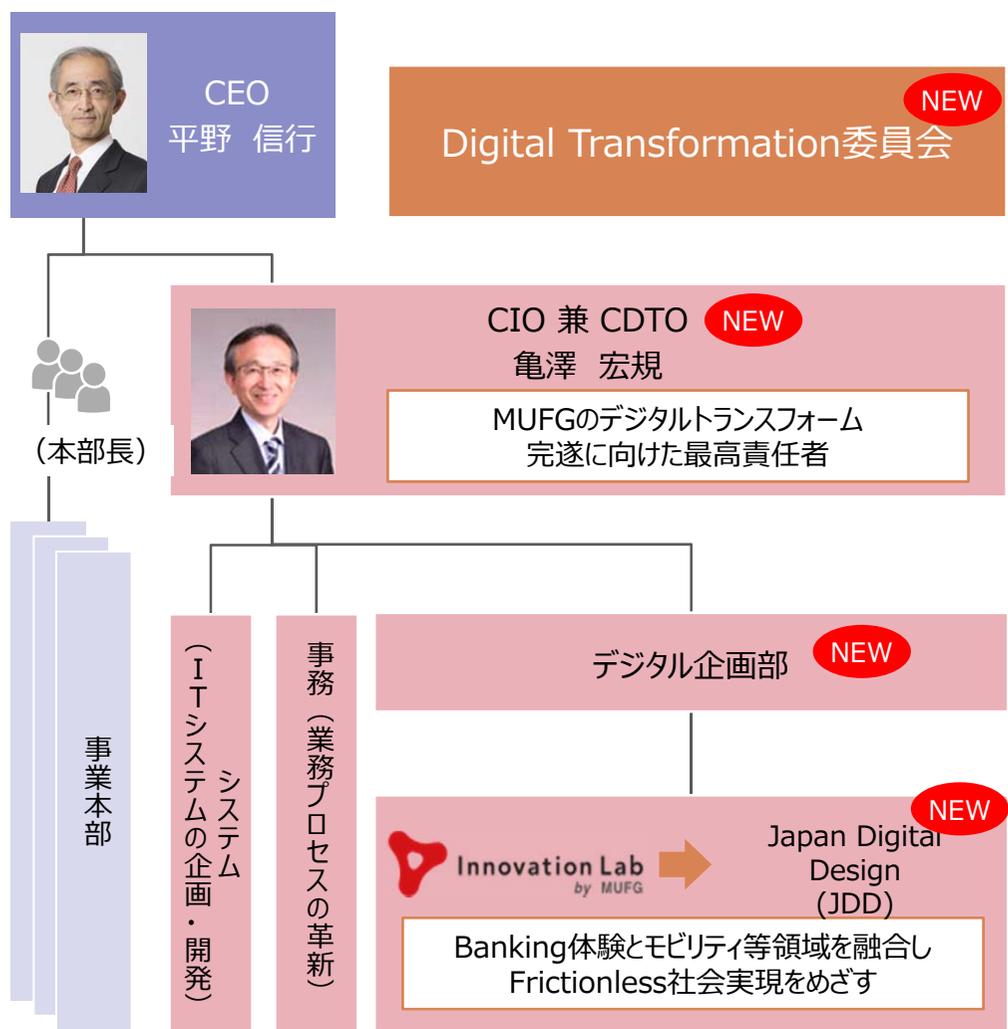
RPAを活用した デジタルトランスフォーメーション

三菱UFJフィナンシャルグループ
デジタル企画部
相原 寛史

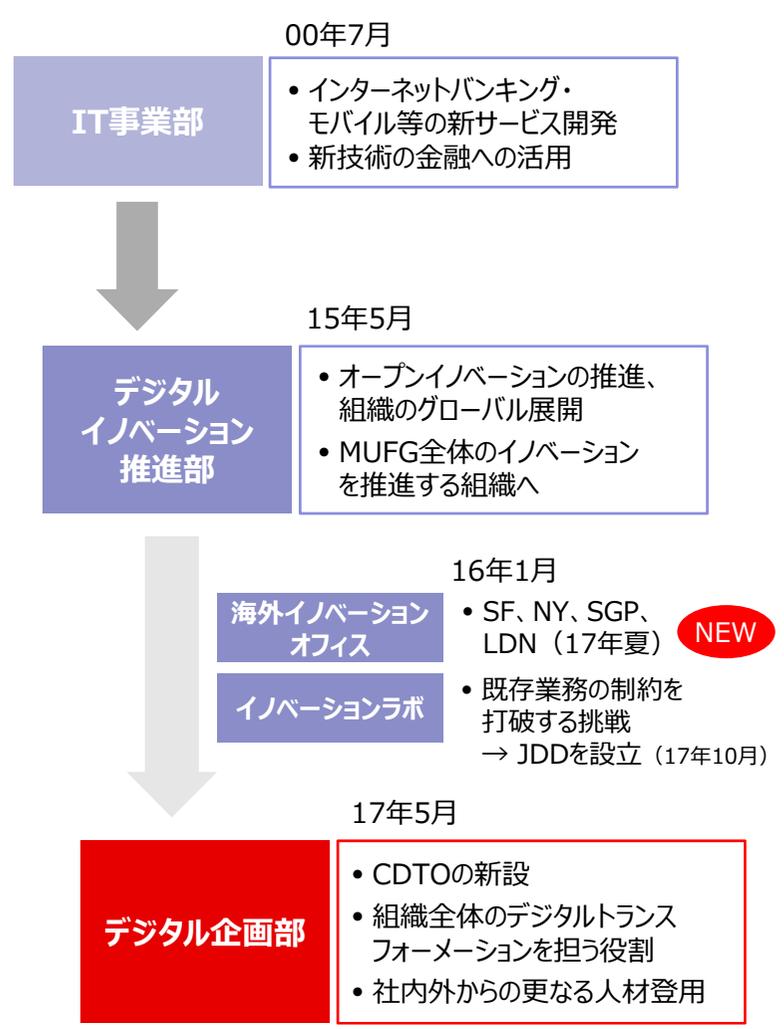


1. 組織体制と変遷

組織体制

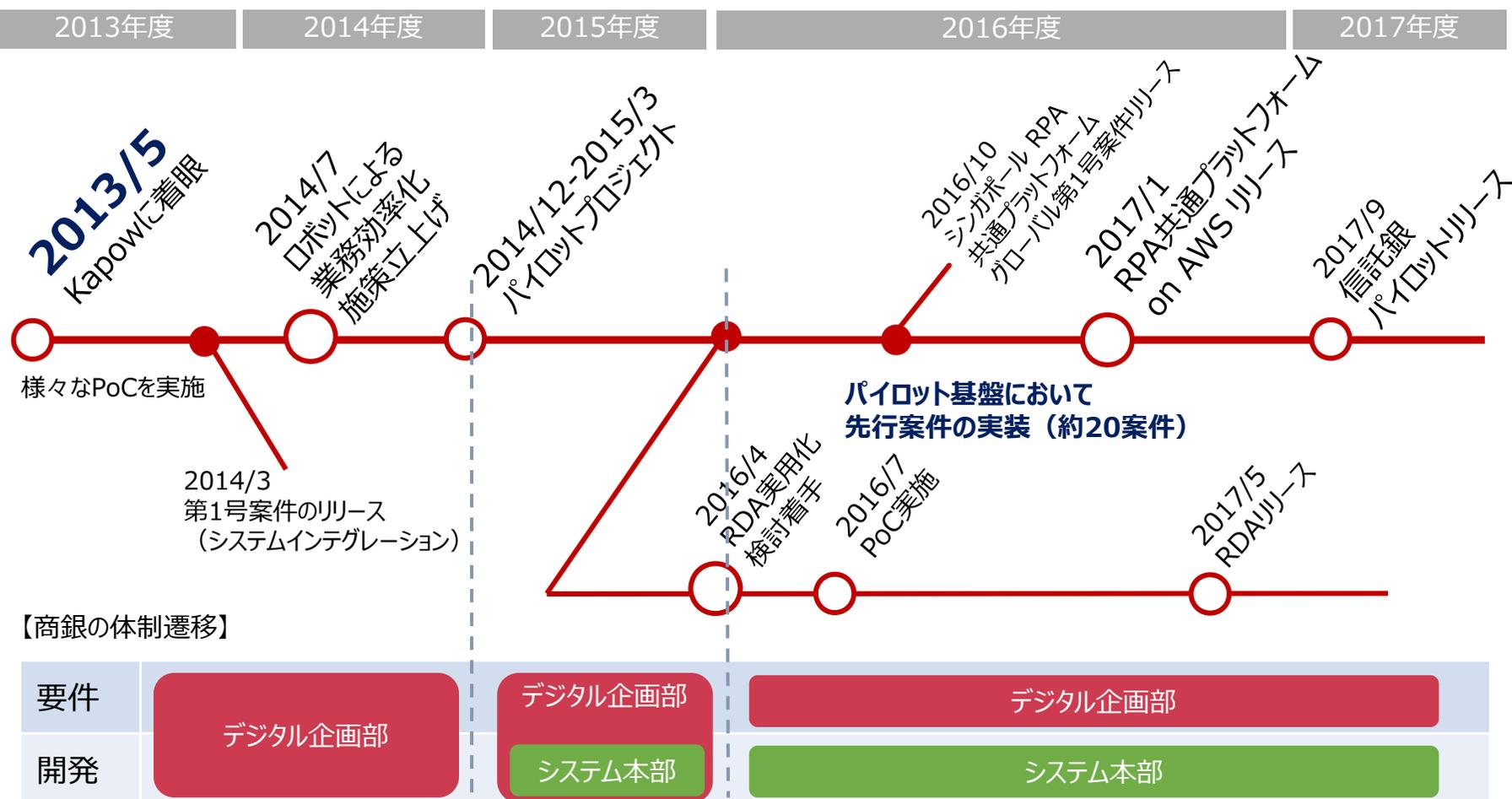


イノベーションを担う組織の変遷



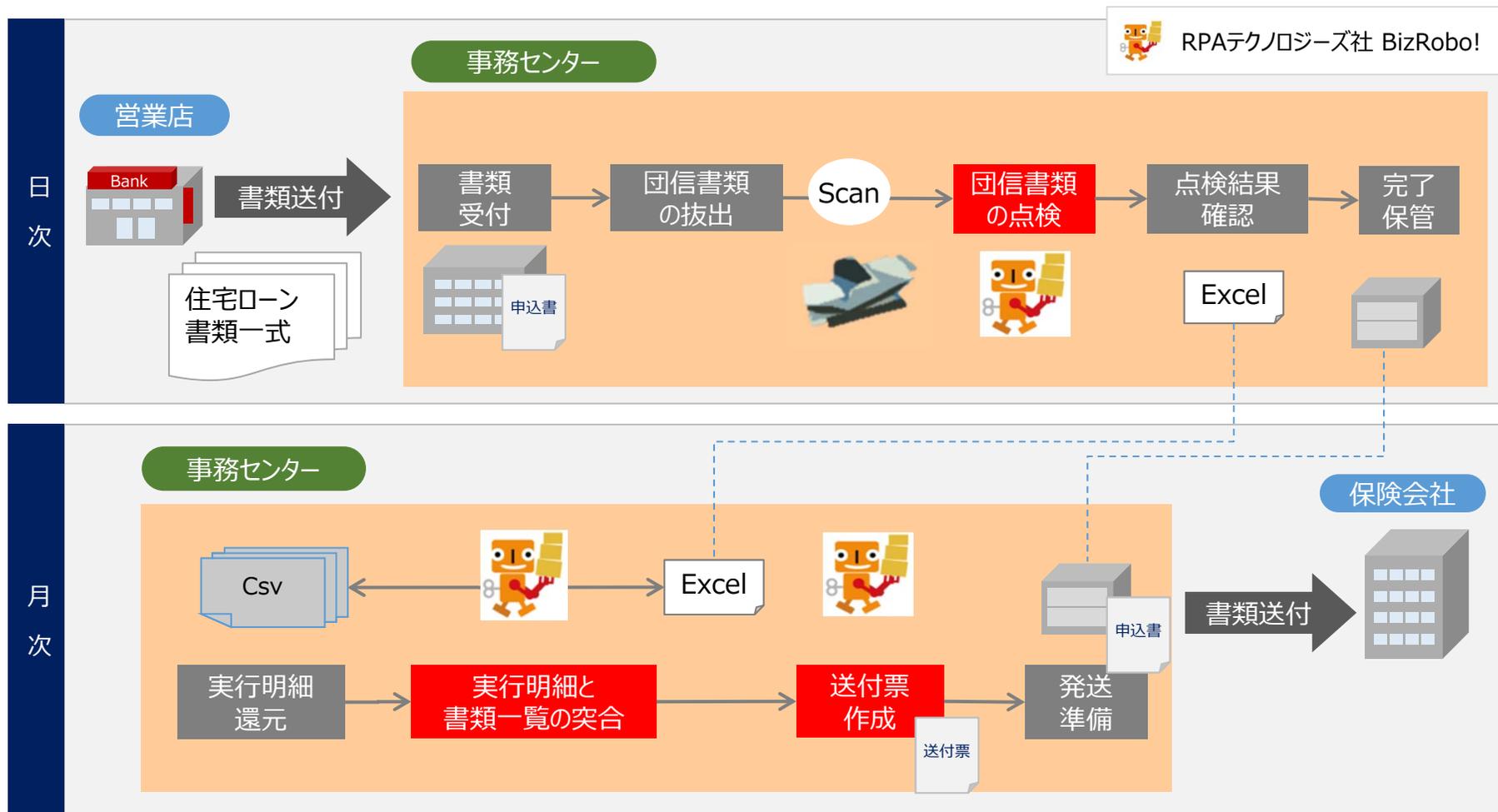
2. MUFGにおけるRPAインキュベーション

- 検討開始当初は、簡易的システム開発手法としての活用を模索。様々な活用形態でPoCを実施。
- 2014年、国内外の拠点・事務センターに残る手作業を対象とした事務生産性向上プロジェクトとして施策化。
- 商銀ではデジタル企画部中心のユーザー開発でノウハウ蓄積後、本格展開に向けて徐々にシステム本部による内製化へ。



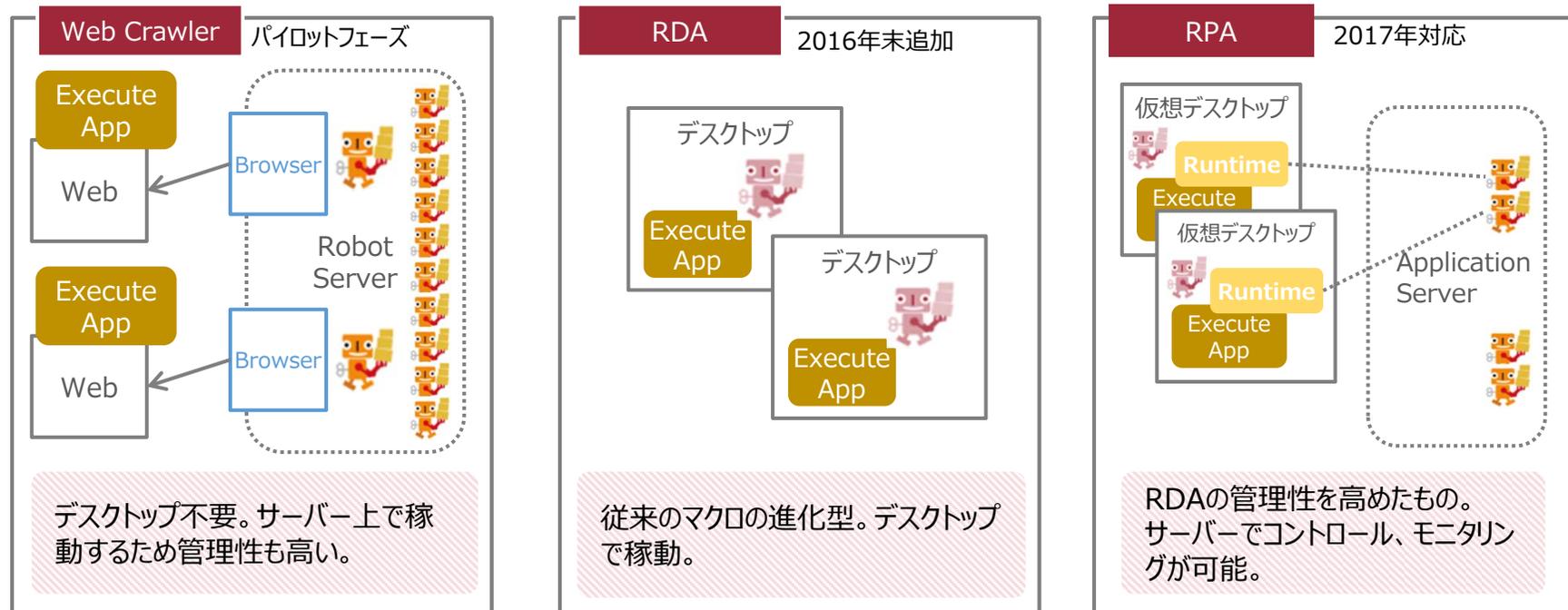
3. パイロットプロジェクト

- 事務センターの住宅ローン 団体信用生命保険申込書の点検業務でOCRと組合せたRPAをパイロット導入。
- ①書類の記入不備確認（日次）、②実行明細と申込書との内容・件数の突合（月次）、③突合の結果、不一致明細を保険会社に連絡する「送付票」作成（月次）、の3業務を自動化



4. ロボットの種類と適用範囲の拡張

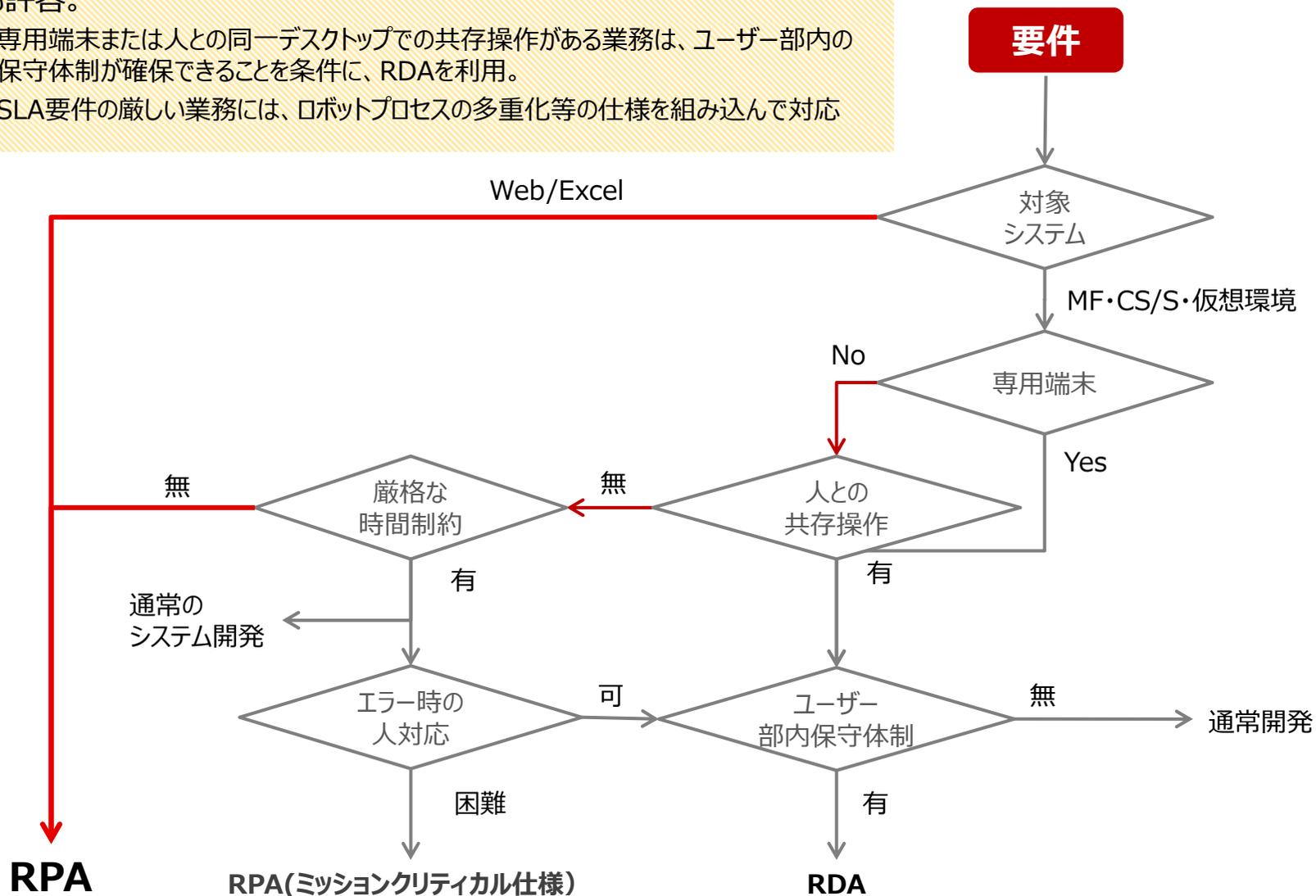
- 当行パイロットフェーズにおいては、Web Crawler型のロボットを利用。
- Web Crawler型は、デスクトップが不要であり、スケールが容易であるが、Web以外のアプリでは活用は限定的。
- 現在は、ロボットの活用領域を広げるためデスクトップ稼動型ロボットも実用化し、それぞれの特性を生かしたハイブリッドな適用を実施。



5. ロボットの選択チャート

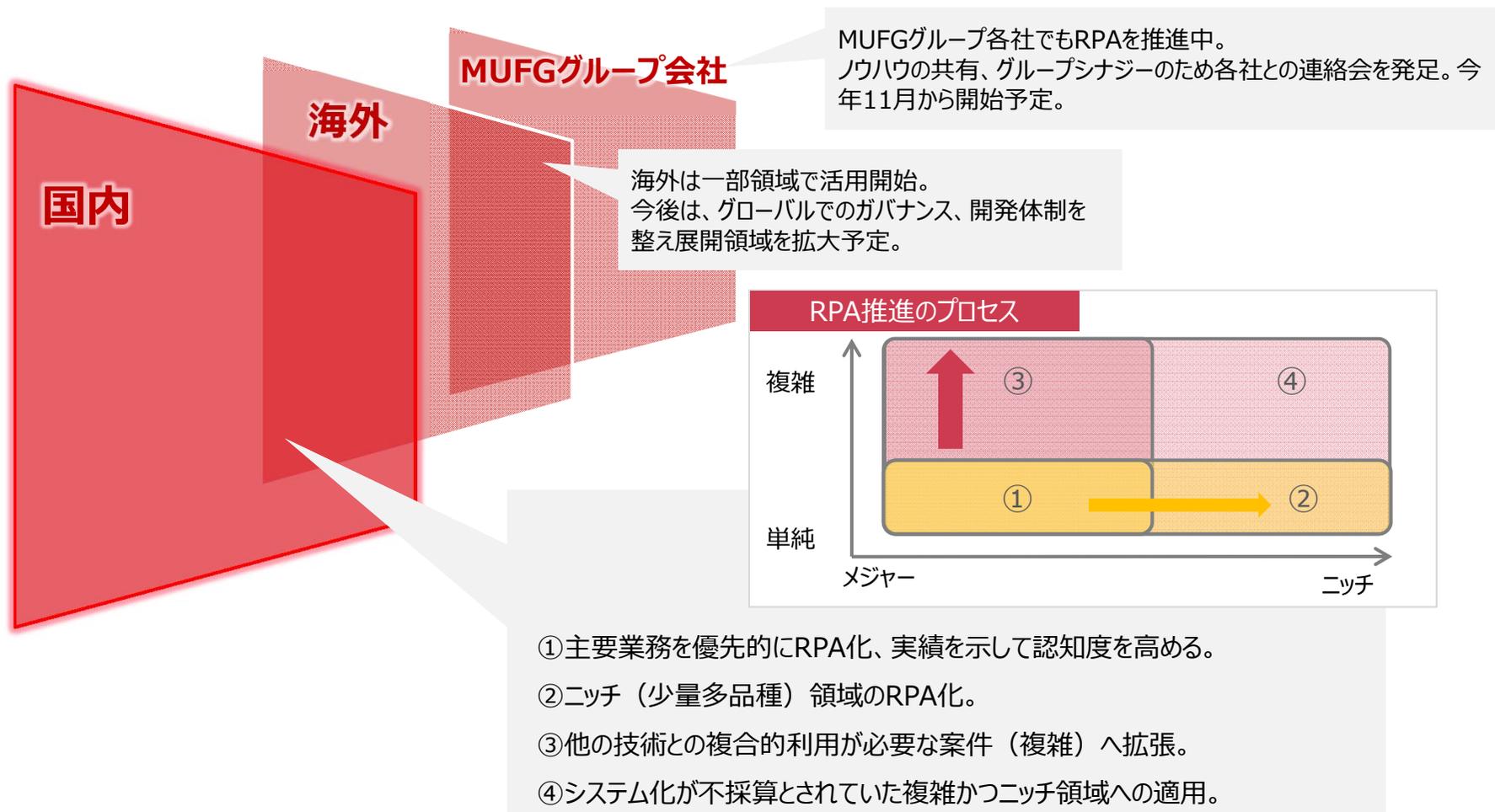
□ 原則として、主のRPA技術で統一し適用。以下条件により他技術（製品）の適用も許容。

- 専用端末または人との同一デスクトップでの共存操作がある業務は、ユーザー部内の保守体制が確保できることを条件に、RDAを利用。
- SLA要件の厳しい業務には、ロボットプロセスの多重化等の仕様を組み込んで対応



6. 更なるRPAの展開

- 国内に主軸を置きつつも、海外、MUFGグループ会社も並行してRPAの展開を加速。
- 国内は、主要業務で活用。認知度を高めた上で主要業務から少量多品種にも順次アプローチ。
- 続いて海外業務への活用を拡大。同時にノウハウ共有等、MUFGグループ会社間のシナジーの最大化を狙う。



7. 大規模展開に向けた課題

□ RPAの活用をさらに加速させるために必要な当面の課題と検討事項は以下3点。

課題1

End to Endの大規模な業務を効率化するプロジェクトでは、プロセスや、人とロボットのタスクも管理できるケースマネジメントとRPAの組合せが必要。

■ ケースマネジメント（BPM）との連携

- ✓ RPAと連携するBPM（Business Process Management）導入
- ✓ 標準的なプラットフォーム化検討

課題2

国内外にてRPA活用の需要が高まる中、開発体制の一層の強化が必要

■ 体制強化

- ✓ BA（業務分析）ができる知見者は行内外から募集
- ✓ 開発パートナーの育成も含めた開発体制の拡張
- ✓ グローバル体制の整備
- ✓ 開発力・ノウハウの集約による開発効率化

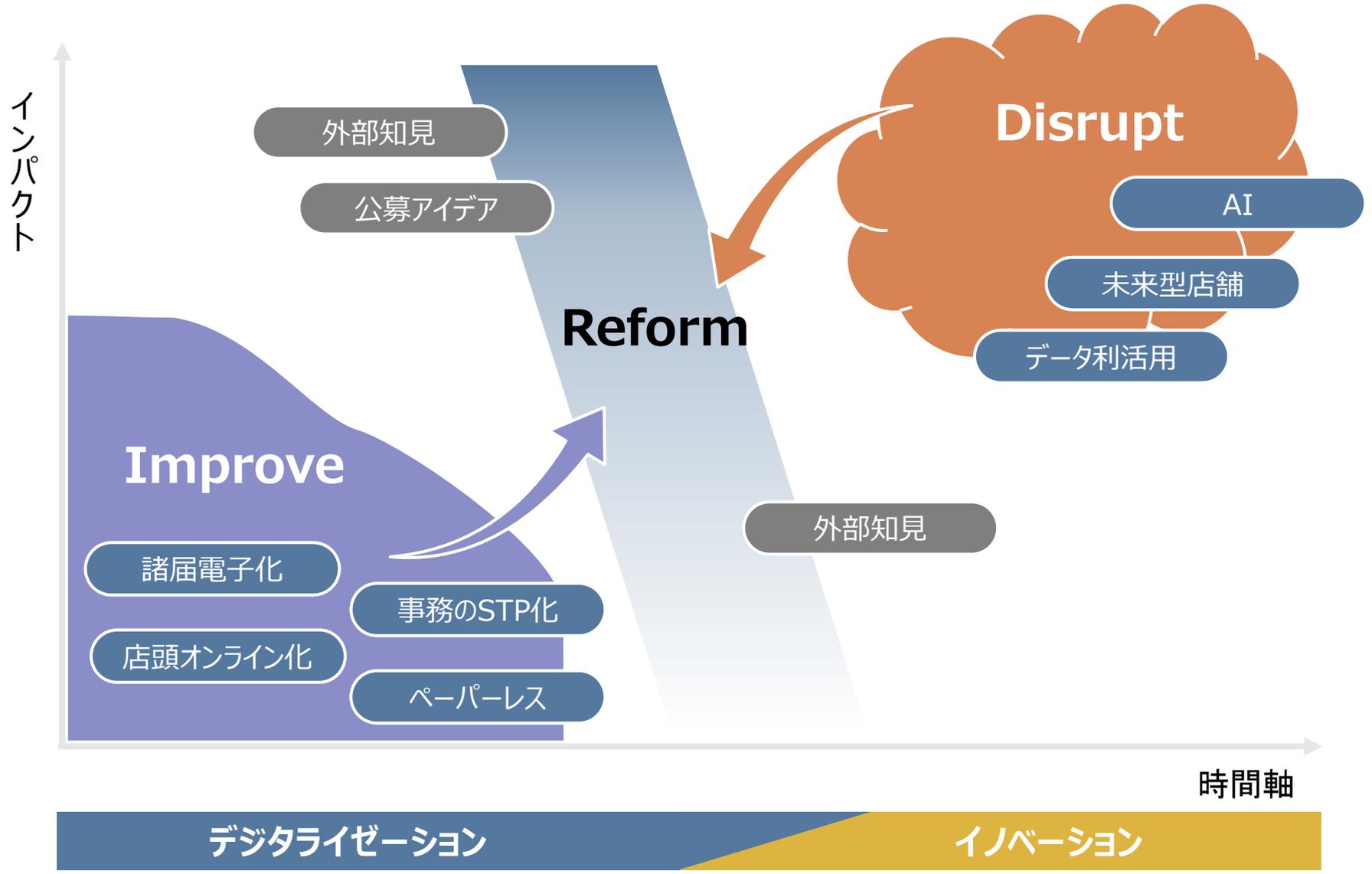
課題3

業務/システム/規制等、稼働後に生じる種々の変更に対応し、リスクを極小化するスキームを確立する必要有り。

■ ガバナンスの確立

- ✓ AML・コンプライアンスに関する影響チェック体制の整備
- ✓ 業務/ロボットのブラックボックス化を防ぐための業務フロー、ロボットのライフサイクル管理、ロボットに対する業務属性情報のリポジトリ構築
- ✓ 技術ナレッジの蓄積

8. MUFGの取り組み方針 デジタイゼーションとイノベーション



ご清聴ありがとうございました

Mitsubishi UFJ Financial Group
Digital Transformation Division
2-7-2 Marunouchi JP Tower
Chiyoda-ku, Tokyo JAPAN 100-0005

本プレゼンテーションにより、貴社と株式会社三菱UFJフィナンシャルグループの間には何ら委任その他の契約関係が発生するものではなく、当社が一切法的な義務・責任を負うものではありません。

本資料は信頼できると考えられる各種データに基づいて作成されていますが、当行はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示したすべての内容は、当社の現時点での判断を示しているに過ぎません。また、本資料に関連して生じた一切の損害については、当社は責任を負いません。その他専門的知識に係る問題については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

本資料は当社の著作物であり、著作権法により保護されております。当社の事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を引用または複製、転送等により使用することを禁じます。